独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入の同意事項について　【 一般児童生徒用 】

大分県教育委員会

大分県教育委員会では県立学校に在学する児童(生徒)の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、同意操作の上、掛金納入手続きへお進みください。本制度は年度単位で運用されているため、脱退の時期によっては給付の対象外となる場合や、既に納付された掛金は返還されません。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。

その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約は年次更新であり、自動更新はされません。契約継続には、毎年新たに同意書の提出が必要です。

※翌年度の加入を希望しない場合は、新年度初めに在籍する学校へご連絡ください。

※年度途中加入は、長期欠席者・留学者が復学した場合に限られます。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

<table>
<tr><th>災害の種類</th><th colspan="2">災　害　の　範　囲</th><th>給　付　金　額</th></tr>
<tr><td>負　傷</td><td colspan="2">その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの</td><td rowspan="2">医療費
・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10
は、療養に伴って要する費用として加算される分)
ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額
・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額</td></tr>
<tr><td>疾　病</td><td colspan="2">その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの
(・学校給食等による中毒　・ガス等による中毒　・熱中症　・溺水
・異物の嚥下又は迷入による疾病　・漆等による皮膚炎
・外部衝撃等による疾病　・負傷による疾病</td></tr>
<tr><td>障　害</td><td colspan="2">学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害
(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)</td><td>障害見舞金　4,000 万円～88 万円
〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死　亡</td><td colspan="2">学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡</td><td>死亡見舞金　3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突然死</td><td>運動などの行為に起因する突然死
(学校の管理下において発生したもの)</td><td>死亡見舞金　3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕</td></tr>
<tr><td>運動などの行為と関連のない突然死
(学校の管理下において発生したもの)</td><td>死亡見舞金　1,500 万円〔通学(園)中の場合も同額〕</td></tr>
</table>

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
(保育所等における保育中を含む。)

② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合

④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合

⑤ 寄宿舎にあるとき　等

■ **給付に関する注意事項**　＊これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。

② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。

③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。

⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。

⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

■ **共済掛金(年額)**

区分	掛金
(1)各県立高等学校(全日制)	1，930円
(2)各県立高等学校(定時制)	880円
(3)各県立高等学校(通信制)	250円
(4)特別支援学校(高等部)	1，780円
(5)各県立中学校・特別支援学校(小・中学部)	460円

負担金額は年額です。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る同意書

提示された制度内容および給付条件を確認し、これに同意いたします。

大分県教育委員会　殿

大分県立　　学校　　(部)

年　　組　児童生徒氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。また、本災害給付制度の手続きに必要な情報を独立行政法人日本スポーツ振興センターに提供することに同意します。

年　月　日

保護者又は後見人氏名

＊成年に達している場合は、生徒本人名で入力してください。